

トラック輸送における取引環境・労働時間改善福島県協議会 令和3年度の取組について



福島労働局



東北運輸局福島運輸支局



公益社団法人福島県トラック協会

トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会のこれまでの経緯と取組

平成27年度から中央及び各都道府県に「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」を設置。平成28年度から平成29年度まで2カ年にわたりパイロット事業（実証事業）を実施し、荷待ち時間や荷役作業の削減等の取組を行い、これにより得られた成果を「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」として策定した。また、平成30年度には「コンサルティング事業」を実施、パイロット事業の結果等から新たに把握した課題の改善や、これまでの取組のさらなる深掘りに取り組んできた。さらに令和元年度の「アドバンス事業」では荷待ち件数が特に多い輸送分野である建設資材の輸送において、令和2年度には拘束時間の長い輸送分野である生鮮食品の輸送においてそれぞれの課題の整理や改善策の検証を実施、サプライチェーン全体での課題解決に取り組んだところ。

【福島県協議会の取組】

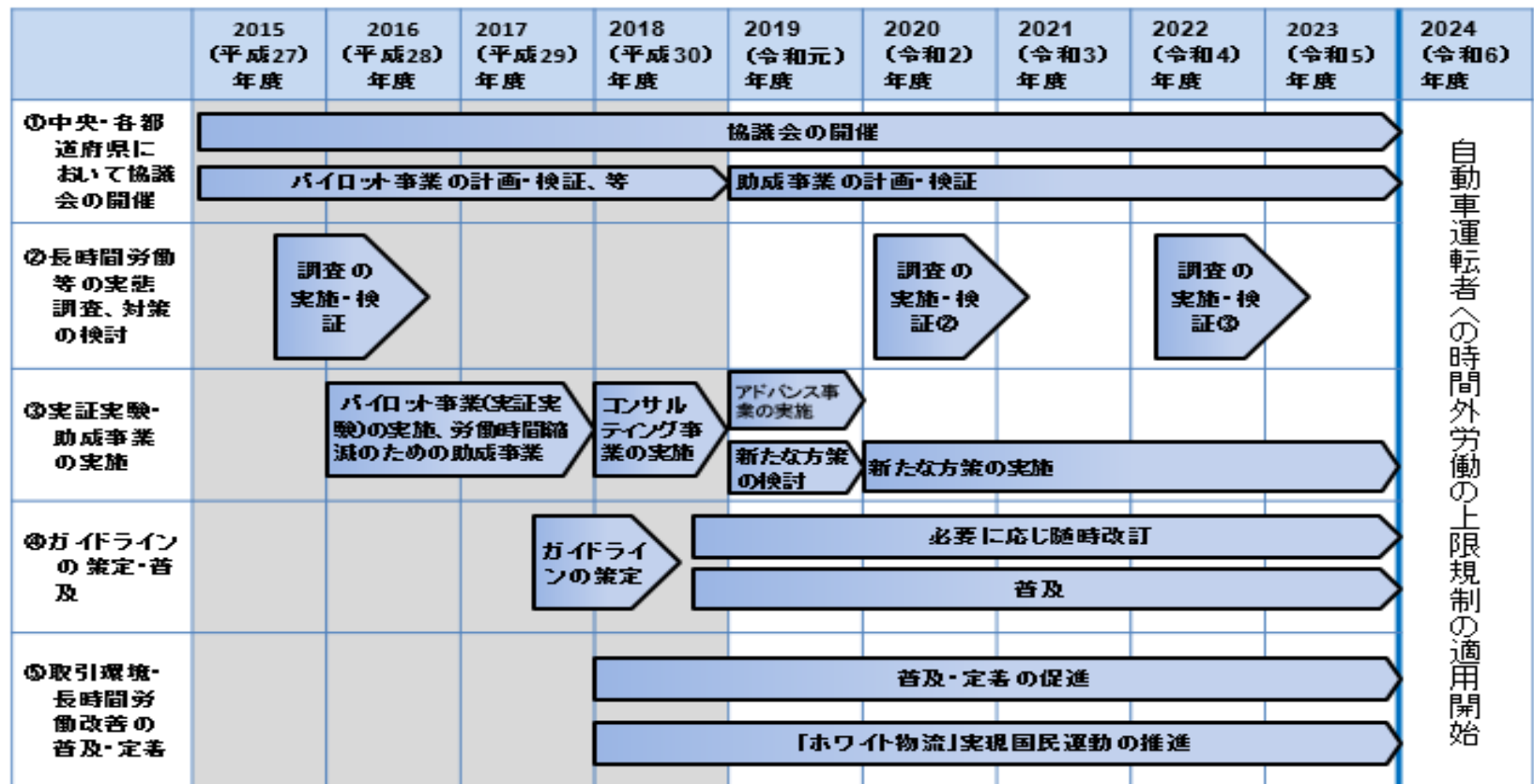
- | | |
|--------|--|
| 平成27年度 | トラック輸送における取引環境・労働時間改善 福島県協議会 設立 |
| 平成28年度 | 関東市場への青果品の輸送について、パイロット事業を実施 |
| 平成29年度 | 福島県内のタイヤ輸送、酒・飲料の輸送について、2つのパイロット事業を実施。 |
| 平成30年度 | 荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドラインの普及・定着についての取組 |
| 令和元年度 | 建設資材の輸送における課題の整理・改善策の活用等について検討 |
| 令和2年度 | 生鮮食品の輸送における課題の整理・改善策の活用等について検討 |

トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会について

令和3年度以降の地方協議会について

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」に基づき、令和6年度からトラック運転手に時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、トラック運転手の長時間労働の改善を荷主と連携して更に加速させていく必要がある。これまでの経緯と背景を踏まえ、中央協議会及び地方協議会については、今年度以降も継続して長時間労働の改善に向けた取組を実施していく。

【トラック輸送における取引環境・労働時間改善に向けたロードマップ】



※2023(令和5年)4月には、中小企業における月60時間超の時間外労働の割増賃金率引き上げ

1. 令和3年度に取り組む対象輸送分野の選定について

- 令和3年度に各地方協議会で取り組む対象輸送分野
 - (1) 過去の実証事業のフォローアップを実施する必要がある輸送分野等
 - (2) 中央協議会が実施した荷待ち時間の実態調査において、荷待ち時間が生じた件数が多かった「加工食品、建設資材、紙・パルプ、飲料・酒、生鮮食品」の輸送分野
 - (3) 各地方協議会が取組事項として特に必要と認めた輸送分野
- 各地方協議会において、上記の中から1つ以上の輸送分野を選定。その輸送分野における課題の整理、課題に対する改善策の活用等を検討する。

【選定理由】

過去の実証事業実施輸送分野において、待機時間・附带作業等が発生している「農産品」及び「酒・飲料」について、実証事業のフォローアップとして実証事業後の改善状況を把握するとともに、長時間労働につながっている課題、及び改善策の検討に取り組むこととしたい。

- 今年度の重点取組事項が、令和6年度から適用される時間外労働の上限規制に向けて効果的な取組となるよう、PDCAサイクルによる継続的な改善を行う。

2. 令和3年度において検討の対象とする輸送分野

- ① 農産品（平成28年度パイロット事業：資料1－2）
取組内容：予冷倉庫活用による拘束時間の削減
- ② 酒・飲料（平成29年度パイロット事業：資料1－3）
取組内容：ビール工場におけるトラック待機時間の削減及び積み込み時間の縮減

3. 課題の改善のための取組の概要（案）

【令和3年度】

- (1) 第14回福島県協議会において、令和3年度以降【農産品】及び【酒・飲料】の二つの輸送分野に取り組むことのできることを了承。
- (2) 二つの輸送分野において、過去の実証事業において検討された改善策の取組状況及び労働時間等の改善状況を確認するとともに、あらためて輸送を行っているトラックドライバーの労働時間、荷待時間、荷役時間等の実態を把握、実証事業実施後に生じている課題を明確にする。
- (3) トラック運送事業者と荷主において、トラックドライバーの労働条件について課題を共有、取組の検討の場を設ける。
- (4) 第15回福島県協議会（令和4年3月開催予定）において、各輸送分野における課題の報告及び令和4年度以降の取組方針について協議。

【令和4年度以降】

- (5) トラック運送事業者と荷主で業務内容を見直し、試験的に改善策を実施、時間短縮等について効果・課題を検証。
- (6) トラック運送事業者と荷主で見直した業務内容を本格的に実施、労働時間の改善につなげる。
- (7) 農産品、酒・飲料を取り扱う他の事業者等に効果的な改善策を共有し、広く改善策の活用を図る。

※令和4年度以降についても、福島県協議会を開催し取組状況を報告、協議をしながら検討、改善につなげていく。